

監査等委員会設置会社の概要

- 「監査等委員会設置会社」は、改正会社法（2015年5月1日施行）により、新設された機関設計の一つ。
- 「監査役会設置会社」における「監査役会」に代わり、3名以上の取締役監査等委員（うち過半数が社外取締役）で構成する「監査等委員会」を設置。
- 監査を担う監査等委員である取締役が、取締役会での議決権を保有するとともに、監査等委員以外の取締役の選解任や報酬等に関する株主総会での意見陳述権を保有することから、経営の透明性の向上及び監督機能の強化を図ることが可能。
- また、定款の定め等により、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役に委任できるため、取締役会での決定によらず、迅速かつ機動的な意思決定が可能となるほか、取締役会は経営方針・戦略の決定や業務執行の監督に専念することが可能。

【一般的な監査等委員会設置会社のイメージ図】

